

# 高知県における「特定非営利活動促進法」の運用方針(案)について

## 背景

平成10年12月 特定非営利活動促進法施行

**目的** 市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進

NPO法人の自主性と自律性を尊重

- ・行政の関与を極力抑制
- ・NPO法人自身が情報公開を実施  
市民の信頼を得て、市民に育てられる

## 施行後に生じた課題

認証基準に適合すると認めるときは認証しなければならない

基準に適合していることを申請者自らが積極的に示すことを求められているが、判断が難しい

法人格取得が簡便・・・制度濫用の懸念

法の理念を損なうような活動が現れてくることによる健全な活動を行っているNPO法人に対する信頼に悪影響を与えるおそれ

平成15年3月策定（同年12月改定）

NPO法の運用方針

内閣府

法の立法趣旨・理念に則った運用を明らかに

高知県でも運用の参考にしてきた

## 高知県の現状

NPO法人数：324法人（令和8年2月12日現在）

- 保健・医療・福祉、まちづくりなどの分野で活動
- 行政では十分に対応仕切れていないさまざまなニーズに柔軟かつ迅速に対応
- ▲ 小規模なNPO法人が多く、事務の担い手をはじめとしたあらゆる人材が不足している法人も散見される
- NPO法人の活動に対する意見も多く寄せられるようになり、市民監視が機能してきている

『NPO法の運用方針』に準拠しつつ、高知県の現状にあった運用方針が必要

## 高知県における「特定非営利活動促進法」の運用方針(案)の概要

### 基本的な考え方

- ・これまで高知県が法の運用基準としてきた内容を明確化
- ・NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行うよう要請する「市民への説明要請」について、その方法を明文化
  - ※ 認証及び監督における運用について、新たな基準を設けるものではない。
  - ※ 今後の法の運用や特定非営利活動を取り巻く社会状況の変化等を踏まえて、適宜、追加修正等を実施

### 1 「主たる目的性」及び「非営利性」の法定要件への適合性の一層の明確化

「特定非営利活動を主たる目的とすること」及び「営利を目的とするものでないこと」について、(1)から(4)ごとに考え方を示しています。

- (1) 定款記載事項
- (2) 特定非営利活動に係る事業
- (3) その他の事業
- (4) 管理運営

### 2 「市民への説明要請」の実施

NPO法人自らが広く市民に対して自主的に説明を行っていただくよう求める「市民への説明要請」の手続について、基本的な考え方や具体的内容について示したものです。

- ※ 「市民への説明要請」は、あくまでも市民による選択・監視機能が発揮されるための環境整備として自主的に説明を行うよう求めるものです。  
これに応じなかったということだけで、不利益に取り扱われるものではありません。